資料66 土壌の汚染に係る環境基準(29年12月末現在)

	項	目		環境上の条件	測 定 方 法
力	ĸ	ミウ	ム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、 かつ、農用地においては、 米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、 日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法、 農用地に係るものにあっては、 昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全	シ	ア	ン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。)
有		機	燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は 規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外の もの(メチルジメトンにあっては、 昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
		鉛		検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102の54に定める方法
六	価	ク ロ	ム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	規格K0102の65.2に定める方法 (ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒			素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、 かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、 検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102の61に定める方法、 農用地に係るものにあっては、 昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総		水	銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
ア	ルキ	ル水	銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び 昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
Р		С	В	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
		銅		農用地(田に限る。)において、 土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジ	クロ	ロメタ	ン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四	塩	化 炭		検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	マ は 塩	√ン(別名塩イ 【化ビニルモ		検疫 1 Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-	・ジク	ロロエタ	ン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-	・ジクロ	コロエチレ	ノン	検液 1 Lにつき0. 1mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス	-1, 2-ジ	クロロエチリ	レン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1,	1- トリ	クロロエタ	ィン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。	規格 K 0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1,	2- トリ	クロロエタ	ィン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	規格 K 0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
ト !	リクロ	ロエチレ	・ン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テト	トラクロ	コロエチレ	ノン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
				検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ	ウ	ラ	A	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シ	マ	ジ		検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チ	オベ	ンカル		検液 1 Lにつき 0. 02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
~`	ン	ゼ		検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ		レ	ン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふ		つ		検液 1 Lにつき 0.8mg以下であること。	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほ		う	素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1 4-	・ ジ >	オキサ	ン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備る

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、 汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.03mg 0.03mg 0.03m
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。